

(別添1)

【三重県（県立特別支援学校）】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1055	1090	1125	1160	1195
② 予備機を含む 整備上限台数	1213	1253	670	207	222
③ 整備台数 (予備機除く)	0	623	497	25	50
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	623	497	25	50
⑤ 累積更新率	0	57%	99%	98%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	0	7	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	7	0	0
⑧ 予備機整備率	—	0%	1%	0%	0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度から整備を開始した端末から、端末使用期間5年を目安に順次更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：653台

○処分方法

・有償売却：653台

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

・特別支援学校

令和7年7月 新規購入端末の使用開始

有償売却事業者 選定

9月 使用済端末(一部)の事業者への引き渡し開始

(別添1)

【三重県（夜間中学）】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	0	60	60	60	60
② 予備機を含む 整備上限台数	—	69	69	69	69
③ 整備台数 (予備機除く)	—	0	0	0	60
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	0	0	0	60
⑤ 累積更新率	—	0%	0%	0%	100%
⑥ 予備機整備台数	—	0	0	0	9
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	0	0	0	9
⑧ 予備機整備率	—	0%	0%	0%	15%

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和7年度に開校する中学校で使用する端末は、令和5年度以前に購入したものであるため更新が必要である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：69台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託：0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託：69台
- ・その他（）：0台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和10年5月 処分事業者 選定

令和11年3月 新規購入端末の使用開始

令和11年3月 使用済端末の事業者への引き渡し